

2 川 監 公 第 6 号

令和 2 年 3 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

定期（工事）監査の結果

1 監査の種別

定期（工事）監査

2 監査の対象

まちづくり局、交通局、病院局

3 監査の範囲

平成29年度及び30年度に完了した工事及び設計等業務委託

4 監査の期間

令和元年10月1日から令和2年3月6日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託743件のうち、工事42件、業務委託8件、合計50件を抽出し、事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2のとおりである。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

これらの多くは、工事費の積算及び施工監理に係わる職員が関係法令や関係基準の内容等を十分に把握していなかったことによるものであり、建設副産物の処分に係る工事費の算定や処理等に適正さを欠く事例も見受けられた。

適正な設計価格の決定及び工事の履行確保に当たっては、関係法令や関係基準の内容等を十分に確認するとともに、適正な工事費の積算及び施工監

理に努められたい。

(1) 設計書の確認及び根拠資料の精査を十分に行うべきもの

本工事は、市営末長住宅の建替えを行う工事である。

このうち、工事費の積算についてみたところ、仮設工事費の算定に当たり、「公共住宅建築工事積算基準」では延べ面積を用いることとされているが、誤った面積で算定していたもの及び地盤掘削工事費の算定に当たり、掘削側面に設置する山留めを必要以上の数量で算定していたものがあった。また、住戸内手すりの設置費の算定に当たり、住戸内補助手すりとすべきところ階段手すりとして算定していたものがあった。

これらは、いずれも工事費を算定する際の積算根拠の内容の精査が十分でなかったため、誤りを把握できていなかったものであった。

設計価格の決定に当たっては、設計書の確認及び根拠資料の精査を十分に行われたい。

(工事番号3) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

(2) 建設リサイクル法の適用を適正に行うべきもの

久末住宅新築第2号衛生その他設備工事及び末長住宅新築第2号衛生その他設備工事並びに下小田中小学校校舎増築衛生その他設備工事は、建築工事とは別に発注する設備工事である。

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)では、設備工事を単独で発注した場合でも一定規模以上のものは特定建設資材廃棄物を分別解体し、再資源化しなければならないとされている。

住宅に係る2件の工事は建設リサイクル法の対象工事であるにもかかわらず、同法に規定する諸手続を行っておらず、特定建設資材廃棄物の分別解体及び再資源化を行っていなかった。

学校に係る工事は建設リサイクル法に規定する諸手続を行っていたものの、その一部に誤りがあり、また、特定建設資材廃棄物の分別解体及び再資源化を行っていなかった。

これらはいずれも建設リサイクル法の適用条件や内容の把握が十分でなかったことによるものであった。

建設リサイクル法の対象となる工事の発注等においては、関係法令を十分に把握するとともに規定に基づいた適正な手続及び施工監理を行われたい。

(注) 特定建設資材廃棄物とは、建設工事に使用するコンクリートやアスファルト等の特定建設資材が廃棄物になったものをいう。

(工事番号7、8、36) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課、施設整備部機械設備担当)

(3) 建設発生土及び特定廃棄物の運搬費を適正に算定すべきもの

川崎競輪場入場門棟改築その他工事は主に入場門棟を改築する建築工事であり、井田病院立体駐車場新築その他工事は主に立体駐車場を新築する建築工事である。

「川崎市建設副産物取扱要綱」(以下「要綱」という。)によると、建設発生土は浮島処分地へ搬出し、特定建設資材廃棄物等(以下「特定廃棄物」という。)は指定工場にて再資源化することとされており、「川崎市公共建築工事積算基準等の運用」(以下「積算基準等の運用」という。)によると、建設発生土及び建設発生材の運搬距離は、積込み場所から積下ろし場所までの直線距離とされている。

これらの工事のうち、建設発生土及び特定廃棄物の運搬費の算定についてみたところ、川崎競輪場入場門棟改築その他工事においては、建設発生土における運搬費の算定は適正であったが、特定廃棄物の運搬費に

については、指定工場への距離で算定していたものの直近の指定工場としておらず、これは要綱及び積算基準等の運用の内容は理解していたが、経済性の視点が不足していたことによるものであった。

また、井田病院立体駐車場新築その他工事においては、建設発生土及び特定廃棄物の運搬費を直線距離で算定しておらず、これは要綱や積算基準等の運用の内容を十分把握していなかったことによるものであった。

運搬費の算定に当たっては、関係基準の内容を十分確認するとともに、経済性を踏まえ適正に行われたい。

(注) 特定建設資材廃棄物等とは、建設工事に使用するコンクリートやアスファルト等の特定建設資材及び路盤材が廃棄物となったものをいう。

(注) 指定工場とは、特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設として本市に登録された工場をいう。

(工事番号 1 1、4 2) (まちづくり局施設整備部公共建築担当、病院局経営企画室)

(4) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 見積りを用いた積算の内容を十分に確認すべきもの

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、見積価格に乗ずる査定率の設定の確認が不十分であつた事例

(工事番号 1 3) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

イ 共通費の算定を適正に行うべきもの

屋外の排水管布設替を含む工事の設計価格の決定に当たり、共通費の算定を適正に行っていないあつた事例

(工事番号 3 6、4 0) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)

ウ 建設発生土の処分について適切に監督すべきもの

建設発生土の処分に係る施工監理に当たり、監督員が搬出先を把握していなかった事例

(工事番号40) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)

エ 過積載の防止に向けた指導を適切に行うべきもの

土砂の搬出に係る施工監理に当たり、工事完成書類等の確認が十分でなく、請負者が過積載を行っていた事実を把握していなかった事例

(工事番号41) (交通局自動車部管理課)

別表1 局別の監査実施状況

対象局		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
まちづくり局	工事	537	46,970,934	40	11,896,503
	業務委託	177	1,298,495	7	158,554
交通局	工事	10	673,286	1	48,600
	業務委託	2	5,670	0	0
病院局	工事	9	1,222,462	1	988,200
	業務委託	8	19,269	1	3,240
合計		743	50,190,116	50	13,095,097